

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除および職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例および函館市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 1 1 日

函館市長 大 泉 潤

函館市条例第 4 3 号

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除および職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例および函館市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

（昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除および職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部改正）

第 1 条 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除および職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例（平成元年函館市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第 2 4 3 条の 2 の 8」を「第 2 4 3 条の 2 の 9」に改める。

（函館市公営企業の設置等に関する条例の一部改正）

第 2 条 函館市公営企業の設置等に関する条例（昭和 4 1 年函館市条例第 5 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条中「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 8 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 9 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 9 月 2 4 日から施行する。